

令和2年2月13日

第1・2学年保護者様
校長 恩田 由之

太田市立南中学校

令和元年度 太田市立南中学校 部活動について（1・2年生対象）

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝いたします。

この度、太田市教育委員会より「太田市部活動の方針」（別紙）が正式に通知されました。

それに伴い、本校でも部活動規定の一部変更を行います。本校では、一昨年より部活動のあり方を部活動検討委員会（学校評議委員会）や職員会議等で協議・検討を行って参りました。既に実施済みの部分もありますが、以下の点につきまして変更いたします。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

<変更点>

「太田市部活動の方針」に基づき本校の方針を策定し、市内中学校が足並みをそろえて運用していく。なお、 部は本校独自の部分。

*** 正式実施は、市方針のとおり9月1日からですが、3年生が引退して1・2年生の新チーム活動の日から随時運用していく。**

1, 適切な休養日の設定<市方針3-(1)>

(1) 平日に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上の休養日を設定する。

なお、本校は原則、月曜日を休養日とする。

(2) 長期休業中の「原則、土・日曜日は休養日とする。」<市方針3-(2)> 但し、大会や練習試合で保護者の送迎が必要な場合、吹奏楽で講師による講習 を依頼する場合など、特別な事情がある場合には土・日曜日の活動もやむを得 ない。代替休養日の設定については授業日と同様とする。

2, 活動時間（準備や片付け時間は除く。）の設定<市方針3-(3)>

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い「平日では2時間以内」、「学校の休業日では3時間以内」とする。

また、土・日曜日の大会や練習試合等で、終日の活動となる場合でも生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し無理のないよう活動する。

3, 平日の活動時間の延長について

「平日では2時間以内」の規定内で、延長は可能とする。

但し、本校規定の「1時間以内及び最終下校時刻18時30分を越えない。」

「延長承認・承諾書」を学校長に提出する。

4, 朝練習は原則行わない。<市方針3-(4)> 但し、練習時間が十分とれない場合(2時間未満)は、県・市の規定に則り「平日では2時間以内」で実施可能とする。7時30分前には登校しない。
実施する場合には希望者のみとし、さらに「朝練習承認・承諾書」を学校長に提出する。

*詳細は以下をご参照下さい。

「太田市部活動の方針」(別紙)

*その他ご不明の点は、副校長の竹澤までお問い合わせ下さい。 TEL 38
-0254